

2017年5月1日

消費者庁消費者政策課

「消費者基本計画工程表」改定素案に関する意見募集担当 御中

「消費者基本計画工程表」改定素案に関する意見

日本生活協同組合連合会

日本生活協同組合連合会では、「消費者基本計画」は5年間の消費者行政の骨格を決め、各分野の施策を具体的に進めるための重要な計画として注視しています。以下、「消費者基本計画工程表」改定素案に対して意見を申し述べます。

I. 主として工程表改定素案に係る事項

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

④食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進

リスクコミュニケーションはリスクアナリシスの要素の一つとして関係者間での意見交換を指すものです。消費者への情報提供や啓発・広報活動については施策として新たに項目を設け、リスクコミュニケーションについては、関係者間での情報や意見交換が効果的に行われるように施策を検討すべきと考えます。

⑥食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進

食品中の放射性物質に関する消費者理解の増進には、現状を把握した上で必要な施策の追加や見直しを行うことが重要なことから、「風評被害に関する消費者意識の実態調査」の結果をKPIに追加してください。

2 表示の充実と信頼の確保

(3) 食品表示による適正な情報提供及び関係法令の厳正な運用

①新たな食品表示制度(食品の機能性等を表示する制度を含む。)の円滑な施行等

加工食品の原料原産地表示制度について、制度の再検討を求めます。

消費者基本計画では、表示について「商品・サービスの性能や効果について誤認が生じないようにするため、事業者から商品・サービスの選択に当たって必要な情報が表示されること及び消費者を誤認させるような不当な表示がなされないようにする必要がある。」と記載されていますが、今回の改正案では「可能性表示」や「大括り表示」など、消費者には理解し難い制度となっており、消費者に誤認を招く恐れがあります。消費者が表示を見て、その内容を理解し、消費の選択として活用できる表示になるよう、制度の再検討を求めます。

平成 27 年度から施行された新たな食品表示制度について、消費者、事業者等に対する普及啓発・理解促進だけでなく、KPI に設定されている食品表示制度の理解度をもとに、「施策の追加や修正を行う」と追記すべきと考えます。

食品摂取による死亡事故等は、適切な取扱いによって防ぐことができますが、そうした正しい情報が消費者に行き渡っていないこともあります。そのため、食品表示制度について必要に応じて見直しを検討する際は、消費者の命と健康に関わる内容がしっかりと反映されるよう、最優先課題として検討されることを求めます。「食品表示制度の見直しにあたっては、消費者の命と健康に関わる内容が反映されることを最優先に検討する」と追記してください。

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

①電気・ガスの小売供給に係る取引の適正化

LP ガスの取り引きでは、標準メニューが不明確といった事例があるなど、消費者にとって適正に運用されているとは言い難い状況であり、平成 29 年 2 月に「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」等が公布されています。これらの関係法令等が適切に執行・運用されるよう、定期的にモニタリングしてください。また、LP ガスのような家庭用エネルギーの消費支出は消費者にとって大きな問題の 1 つであり、こうした物価対策の推進は消費者庁の主な仕事の 1 つでもあることから、経済産業省だけでなく、消費者庁も一緒になって取り組んでください。

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

⑧家庭における消費者教育

家庭における消費者教育の推進のため、「消費者教育ポータルサイト」の周知や広報について施策や KPI を追加してください。

消費者教育は学校だけでなく家庭で行うことも重要であり、「消費者教育ポータルサイト」の活用は有効手段の 1 つです。しかし、一般消費者にはその存在が周知されているとは言い難いため、「消費者教育ポータルサイト」の周知や広報拡大を行い、家庭における消費者教育のより一層の推進を求めます。

⑩倫理的消費の普及啓発

「倫理的消費」研究会報告書では、求められる推進方策として 4 つ示されていますが、現在の KPI は「普及方策の実施状況」ときわめて抽象的なため、倫理的消費の普及方策を具体化し、KPI に追加してください。

(4) 公正自由な競争の促進と公共料金の適正性の確保

②公共料金等の決定過程の透明性及び料金の適正性の確保

家庭向けの電気・ガス等の料金動向を把握・監視するため、消費者モニター制度の設計を施策として追加してください。

消費者基本計画では、料金自由化を行う分野では消費者利益を確保することが重要と記載されていますが、全国規模の消費者モニター制度によって、消費者の利益が確保されているか、また事業者が不当な値上げを行っていないか監視することができることから、制度を設計すべきです。

都市ガス自由化では新規に参入する事業者は極端に少なく、消費者が多様なメニューの中から適切な選択を行うことができる状況には程遠いことから、新規参入を促すため、施策を検討すると追記してください。

都市ガス自由化にあたり、平成 28 年度は時間的制約から託送料金審査が簡易方式で行われているため、事後評価を行う前に、電気と同様の方式で全事業者を対象に託送料金審査を実施するよう求めます。

(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

④経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の促進

「生きものマーク」について、生物多様性に配慮した農林水産物に付ける統一のロゴ・マークがあるわけではなく、また、農林水産業の営みを通じて多くの生きものが暮らせる豊かな環境を取り戻す様々な取組についての具体的な内容や評価が当事者に任されているなど非常に曖昧で分かりにくいことから、国民理解を促進させるには、認証基準やマーク作成など「生きものマーク」制度自体の整備や見直しを行うべきです。

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

①消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（消費者裁判手続特例法）の円滑な施行

適格消費者団体、特定適格消費者団体への財政面の支援について追加してください。

消費者裁判手続特例法が 10 月 1 日から施行されませんが、差止訴訟や被害関係回復業務を担う適格消費者団体や特定適格消費者団体の財政基盤は脆弱です。悪質な消費者トラブルが依然絶えない中で、集団的な被害回復に関わる仕組みは公益のための活動です。また、4 月 18 日の衆議院消費者問題に関する特別委員会において附帯決議で全会一致で可決されていることから、財政面の支援について具体化を検討する必要があると考えます。

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(2) 地方における体制整備

①地方消費者行政の充実・強化に向けた地方公共団体への支援等

消費者被害を防ぐため、地域ではさまざまな消費者団体が活動していますが、その財政基盤は脆弱であり、地方消費者行政推進交付金等の支援は必要不可欠です。平成30年度以降も引き続き、支援を継続すべきです。

II. 工程表改定素案に追加すべき事項

1 消費者の安全の確保

(4) 食品の安全性の確保

食品の安全に関する消費者への情報提供・注意喚起等について、消費者の安全を確保する視点で新たに施策として項目を設けてください。

食品摂取による死亡事故等は、適切な取扱いによって防ぐことができますが、それには一般消費者への情報提供や啓発活動が必要です。消費者基本計画でも

(4) 食品の安全性の確保の KPI で「食品の安全についての消費者への情報提供・注意喚起等の実施状況」と位置付けられていますが、工程表ではその施策が具体的になっていません。④食品の安全性に関するリスクコミュニケーションの推進の中に、食の安全に関する情報発信についての記載がありますが、そもそもリスクコミュニケーションとはリスクアナリシスの要素の一つとして関係者間での意見交換を指すものであり、その中で記載されることは適切ではありません。消費者への情報提供・啓発活動については、消費者の命と健康に関わることから、項目として明確に位置づけて、さらなる推進を求めます。

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(5) 環境の保全に配慮した消費行動と事業活動の推進

循環型社会形成について、循環型社会形成に向けた情報提供事業や普及啓発事業を行うことは目標を達成するための手段にすぎず、現在、その目標が無い状態です。そもそもどうなったら循環型社会が形成されたのか、それを管理する指標を設けてください。

全体

平成27年9月に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）についての記述がありません。消費者基本計画、及び消費者基本計画工程表に対して、SDGsの視点から施策の強化・追加を行うよう検討すべきです。

以上